

評価基準

○審査項目

分類	評価項目	評価の視点	配点
事業者評価	実施体制	業務運営の組織体制・人的配置は適正であるか。	5
	業務執行力	高齢者の保健事業や介護予防事業に関する業務実績があり、本業務で必要な知見・専門的知識を有しているか。	10
	安全管理能力	個人情報に対する方針が規定されており、事業実施におけるセキュリティリスクについて対応策が設定されているか。また、安全に情報の受け渡しができる体制が整備されているか。	10
	危機管理能力	トラブル・事故発生時における管理体制が十分に構築されているか。	10
	事業実績	類似する事業について、これまで複数の自治体と契約し、実績が豊富であるか。	10
提案内容評価	具体性及び実現性	事業の目的に沿った具体性及び実現性のある提案がなされているか。	15
	業務の理解度	本市の特性・課題を踏まえ、健康づくり及び介護予防に効果的な提案がなされているか。	10
	対象者への意識付け	高齢者に対して、健康意識を向上させ、セルフケアを継続できる取組となっているか。	10
	参加者への周知方法	十分な参加者が見込まれる提案がなされているか。	10
	分析・改善能力	事業効果の分析を行い、改善策を検討・実行しながら事業を実施していくことができるか。	10
評価点合計			100

○評価方法

- 評価は、上天草市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（かよいの場への積極的な関与）業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類並びにプレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 委員1人あたり100点とし、審査会へ出席した委員が採点した点数の合計が最も高い者を受託候補者とする。

なお、委員の評価に係る合計点の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者として決定する。

- 4 総得点が同一の場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 分類「提案内容評価」の点数が高い者を受託候補者とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目のうち「具体性及び実現性」の点数が高い者を受託候補者とする。
- 5 最低基準点以上の者がいないかった場合は、受託候補者の決定は行わない。